

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されており、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、自動車重量税の見直しに当たっては、今後、都市自治体においても、道路の維持管理・更新等に多額の財源が必要となることから、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

3. 固定資産税等の安定的確保

- (1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっている。一時的な経済対策等の観点で制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく、償却資産に係るものうち、「機械及び装置」に対する課税については、現行制度を堅持すること。
- (2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、自治体の固有の税源である固定資産税の代替的性格を基本としていることから、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有していることから、建物、工作物等に係る対象資産の算定標準額を固定資産税と同様の最低限度価格相当額にするとともに、対象資産の拡充等を図ること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

4. 諸税の課税制度の見直し及び充実強化

(1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを図ること。

(2) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(3) 相当期間にわたって据え置かれている特別とん税等の定額課税の税率を引き上げること。

5. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

6. 消費税率の引上げに係る対策等

消費税率の引上げに伴う低所得者に配慮した施策を実施するに当たっては、都市自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、適切な措置を講じること。

7. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特例措置についても見直しを行うこと。

8. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、廃止すること。
- (2) 日本年金機構による公的年金支払報告書については、個人住民税の適正な課税を行うため、納税義務者（当該公的年金の支払いを受ける者）の住民基本台帳上の住所地のある市町村に適切に提出すること。
- (3) 地方収受分の所得税確定申告書について、国税連携ネットワークシステムを通じて地方から国へ電子的に送付できるよう措置すること。

9. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。